

子どもの森整備調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

子どもの森整備調査業務委託

2. 業務の目的

昨今の子育て世代をとりまく環境の変化や地域コミュニティの希薄化等が社会問題となっている現状を踏まえ、複合的機能を有する子育て支援拠点（以下「子どもの森」という）を整備し、これをもって、「子ども」と「子育て世帯」を支える石岡らしい子育て環境づくりを目指す。そこで、機能面や整備等について、将来の市のまちづくり、ランドデザインを踏まえ駅周辺地域を中心とした調査・検討を行い、候補地を選定する。

※「子どもの森」整備において、現在予定している機能
統合保育所，児童館，子育て世代包括支援センター，学習支援施設等

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和元年12月27日まで。

4. 業務の内容

受託者は、子育てに関する市民のニーズ調査結果（実施済）及び石岡市立地適正化計画を基に、石岡市と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。

- ・ 上に示した計画，結果を踏まえた，複合型施設の必要性の検討
 - (1) 複合型施設の必要性の整理
- ・ 複合型施設の検討
 - (1) 必要機能と規模の検討
 - (2) 立地条件の検討
- ・ 検討候補地の比較・整理
 - (1) 検討候補地の敷地条件の整理
- ・ 整備候補地の評価
 - (1) 比較項目の検討
- ・ 報告書の作成
 - (1) 各種検討を踏まえ選定した報告書を作成する。なお本業務の実施により得られた成果物は、石岡市に帰属する。

5. 業務計画

受託者は、業務着手に先立ち、次に掲げる書類を石岡市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 業務実施計画書及び工程表
- (4) その他、石岡市の指示により提出を求められた書類

6. 成果品及び納入期限

納入期限：令和元年 12 月 27 日

- (1) 調査報告書 A4 判 (1 色刷) 10 部
- (2) 以下のデータを収録した CD-RW 又は DVD-RW
 - ・上記の報告書 (Word 及び PDF)
 - ・報告書に収録されたグラフや単純計算, クロス集計のデータ (Excel 又は CSV)

7. 業務の完了

納品後, 速やかに業務完了報告書を提出すること。

8. 支払い方法

業務完了後に支払うものとする。

9. 個人情報の取扱に関する事項

この契約による業務を行うに当たり受託者は, 「石岡市個人情報保護条例」を遵守し, 業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。

10. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

石岡市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要項 (平成 23 年石岡市告示第 17 号) 第 2 条の規定により, 石岡市建設工事等入札参加資格停止基準の基づく入札参加停止措置を受けたときは, 契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には, 断固拒否するとともに, 速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し, 警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において, 不当介入を受けたことにより, 業務遂行に支障が生じたり納期等に遅れが生じるおそれがあるときには, 業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ 上記①②の義務を怠ったときは, 石岡市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

11. 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては, 本仕様書のほか, 児童福祉法その他の関係法令及び規定等に準拠すること。
- (2) 本業務履行の過程において, 受託者が作成した基礎データ等資料を石岡市が求めた場合は, 受託者は可能な限り資料の提供に対応すること。
- (3) 本業務履行の過程において, 石岡市又は受託者が必要と認める場合には, 適宜協議を行うものとする。
- (4) 契約等結後, 速やかに工程表を提出して, 協議を開始するとともに, 工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。また, 石岡市が本業務履行の進捗状況の報告を求めた場合は, 速やかに報告しなければならない。
- (5) 本業務で履行した内容はすべて石岡市の所有とし, 調査結果についても承諾なくし

て貸与、公表、使用してはならない。なお石岡市に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後石岡市が使用するにあたり、支障のないものとする。

- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに石岡市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。